

**東日本大震災復興関連事業チェックシート**  
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	平成23年度精神障害者社会復帰施設等運営			担当部局	社会・援護局障害保健福祉部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	事業開始:平成23年度 事業終了(予定):平成23年度			担当課室	障害福祉課地域移行・障害児支援室	内山 博之		
会計区分	一般会計			施策名	IV-7-1 (障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。)			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	「障害者自立支援給付費等の国庫負担(補助)について」等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災地域に所在する精神障害者社会復帰施設等については、今般の震災の影響により、年度途中に障害者自立支援法に基づく介護給付・訓練等給付費の対象となる障害福祉サービス事業所等へ移行することが困難であると見込まれることから、当該年度末までの運営に要する費用を補助することにより、被災地域で生活する精神障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。 ※ 精神障害者社会復帰施設等:精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設(入所・通所)、精神障害者福祉ホームB型、小規模通所授産施設(精神・身体)							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災の被災地域に所在する精神障害者社会復帰施設等が、障害者自立支援法に基づく介護給付・訓練等給付費の対象となる障害福祉サービス事業所等へ移行するまでの間(平成18年10月から平成24年3月までの経過的措置)、旧法施設として存続する場合の運営に要する費用の一部を補助する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正		第2次補正	第3次補正	計	23年度活動見込	
	4,452	-		-	518	4,970		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	( 年度)				
単位当たり コスト	(当初 9,086,000(円/事業所)) 6,644,000(円/事業所)			算出根拠	(当初 4,452,188,000円/490事業所(補助対象事業所数)) 518,269,000円/78事業所(補助対象事業所数)			

**事業所管部局による点検**

項目	内 容
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。	2①(iii)「被災者が安心して保健・医療(心のケアを含む。)、介護・福祉・生活支援サービスを受けられるよう、施設等の復旧のほか、専門人材の確保、医療・介護間の連携の推進、カルテ等の診療情報の共有化など、情報通信技術の活用を含めた環境整備を進める。」に該当
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災地域には現に精神障害者等が利用している精神障害者社会復帰施設等が78箇所あることから、優先度の高い事業である。
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	精神障害者等が社会復帰等を目指すための施設の運営に要する費用を補助するものであり、精神障害者等の福祉の増進を図るために効果的な事業である。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	施設種別ごとに運営等の実態を勘案した上で、補助対象となる経費、補助基準額等を適切に設定しており、無駄のない効率的な予算の執行が見込まれる。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	本事業の補助対象となる施設については、法令により運営基準等が定められているところである。また、交付要綱により、国、自治体の補助率等を定め、運営費を補助しているものである。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	本事業の補助対象となる施設については、障害者自立支援法附則により、なお従前の例により運営することができることとされている。なお、これらの施設については、平成24年3月末までに障害者自立支援法に基づく介護給付・訓練等給付費の対象となる障害福祉サービス事業所等へ、計画的に移行することとされている。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	現に運営している精神障害者社会復帰施設等の運営に要する費用の一部を補助するものであり、迅速な執行が可能である。また、交付要綱に基づき、事業実績の報告を徴収することとなっている。

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × 円/ )」などと記入すること。

注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。